令和4年3月4日(金)

令和4年2月定例会 環境農林委員会における発言

平松委員

- 1 環境基本計画の緑の保全・創出について、身近な緑の創出面積250ヘクタールを目指していくとのことだが、「埼玉県生物多様性に配慮した緑化木選定基準」に合致しているのか。
- 2 補正予算「ふるさとの川再生戦略推進費」について、過去5年間の合併処理浄化槽の転換に係る事業費の当初予算額と実績額にかい離がある。令和7年度に生活排水処理率
- 100%を目標とする中で、目標達成のためにどのように工夫していくのか。
- 3 現在、補助金の周知は彩の国だよりなどで実施しているが、市町村と連携して直接訪問するなど実効性がある形で進めてはどうか。

みどり自然課長

1 身近な緑の創出面積の目標値250~クタールは、毎年50~クタールずつ緑を増やしていこうというもので、県条例や市町村の条例による緑化計画届出制度によって創出するものを主にカウントしている。緑化計画届出制度は、県条例の場合1,000平方メートル以上の敷地で建築行為等を行う場合に一定の緑を創出してもらうものだが、事業者の負担や、この制度が緑の量的な確保を主眼としたものであることから、緑化木選定基準には合致していない。しかし、生物多様性という概念は非常に重要であるので、制度のパンフレットや手引きに緑化木選定基準を掲げながら、周知に努めていきたい。

水環境課長

2 合併処理浄化槽の転換補助の執行率は数年前より下がっている。コロナ禍で営業がうまくいかない、市町村も手が足りていないなどの理由がある。100%達成に向けて、既存の単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽への転換を進めており補助の対象としているが、このほか下水道や新築による浄化槽の入替えもある。全体を把握しながら転換を進めていく。3 補助金の周知については、今年度浄化槽台帳の整備を進めているが、個人から浄化槽の廃止届出が提出されないなどの状況もあるため、保守点検業者などの協力を得て精緻に把握し、個別に働き掛ける。4月以降は、この台帳を活用することにより、個別の訪問や個別の文書送付などを実施する。効率的に実施することが重要と考えており、例えば単独処理浄

化槽が多く残っているところなどに対して、個別に進めていく。

平松委員

緑化木選定基準についてPRしていきたいとのことだが、現状では身近なみどり民間施設緑化事業の案内には緑化木選定基準が掲載されていないので、しっかり掲載してほしいがどうか。また、緑化木基準は事業者だけでなく一般の県民にも求めるものであるので、周知やPRについてしっかり工夫していただきたいが、どうか。

みどり自然課長

民間施設の緑化補助については、人々が集まる民間施設で、公開性が高く、先進的なものに補助している。デザイン性を重視すると、在来種に限定するのは難しいところもある。 しかし、生物多様性は重要な概念であるので、補助の条件には入れられないまでも、募集要項に選定基準を掲載するなどして普及に努めていきたい。また、この緑化木選定基準は、平成18年に作成された後、植物の科目が変更しているものもあるため、生物多様性の概念も加味して、緑化木選定基準の見直しを行った上で、市町村や民間へ広く周知していきたい